資料３　「展示動物の飼養及び保管に関する基準の改正素案」

第１　一般原則

２　動物の選定

管理者は、施設の立地及び整備の状況やその維持管理等に必要な経費並びに飼養保管者の飼養能力等の条件を考慮して飼養及び保管する展示動物の種類及び数を選定するように努めること。また、家畜化されていない野生動物等に係る選定については、希少な野生動物等の保護増殖を行う場合を除き、飼養及び保管が困難であること、譲渡しが難しく飼養及び保管の中止が容易でないこと、人に危害を加えるおそれのある種又は原産地において生息数が少なくなっている種が存在すること、逸走した場合は人への危害及び環境保全上の問題等が発生するおそれが大きいこと等からその飼養については限定的であるべきことを勘案しつつ、慎重に検討すべきであること。特に特定動物に係る選定については、不十分な管理が、直接人命等に害を加えるおそれがあることを勘案しつつ、より慎重に検討すべきであること。

＜該当箇所＞

特に特定動物に係る選定については、不十分な管理が、直接人命等に害を加えるおそれがあることを勘案しつつ、より慎重に検討すべきであること。

＜意見内容＞

最後の「より慎重に検討すべきであること。」は「原則、飼養を行うべきではない。」とする。

＜理由＞

野性動物は安易に飼養すべきではない。現状からは、すぐに飼養禁止が困難な状況なので、将来的には飼養を行わない方向にすべき。

３　計画的な繁殖等

＜該当箇所＞

管理者は、みだりに繁殖させることにより展示動物の適正な飼養及び保管等に支障が生じないよう、自己の管理する施設の収容力、展示動物の年齢、健康状態等を勘案し、計画的な繁殖を行うように努めること。また、必要に応じて、去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置又は施設への譲渡し若しくは貸出しの措置を適切に講ずるように努めること。さらに、遺伝性疾患が生じるおそれのある動物を繁殖の用に供さないように努めるとともに、遺伝性疾患が生じるおそれが高いことから過度な近親交配

を行わないように努めること。
＜意見内容＞
文中の「努めること。」を削除する。「管理者は、みだりに繁殖させることにより展示動物の適正な飼養及び保管等に支障が生じないよう、自己の管理する施設の収容力、展示動物の年齢、健康状態等を勘案し、計画的な繁殖を行うこと。また、必要に応じて、去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置又は施設への譲渡し若しくは貸出しの措置を適切に講ずること。さらに、遺伝性疾患が生じるおそれのある動物を繁殖の用に供さないようにし、遺伝性疾患が生じるおそれが高いことから過度な近親交配を行わないこと。」

＜理由＞
遺伝的な疾患がある等、繁殖すべきでない動物は「これ以上増やさない」という判断もされるべきである。生まれてきた動物に遺伝性の疾患があった報告を耳にすることは多く、予想されるリスクは避け、病気に苦しむ動物を生み出さないことは、動物のためだけでなく、動物を迎え入れる消費者のためにもなる。またすべて「努めること」と弱い規定になっているが、計画的に繁殖することで、展示動物を扱う業者の崩壊やそれにともなう動物の殺処分の減少に不可欠なことは明らかであり、繁殖制限は厳しく規定すべきである。

４ 終生飼養等
管理者は、希少な野生動物等の保護増殖を行う場合を除き、展示動物がその命を終えるまで適切に飼養（以下「終生飼養」という。）されるよう努めること。ただし、展示動物が感染性の疾病にかかり、人又は他の動物に著しい被害を及ぼすおそれのある場合、苦痛が甚だしく、かつ、治癒の見込みのない疾病にかかり、又は負傷をしている場合、甚だしく凶暴であり、かつ、飼養を続けることが著しく困難である場合等やむを得ない場合は、この限りではない。なお、展示動物を処分しなければならないときは、動物が命あるものであることにかんがみ、できるだけ生存の機会を与えるように努めること。また、やむを得ず殺処分しなければならないときであっても、できる限り、苦痛（恐怖及びストレスを含む。以下同じ。）を与えない適切な方法を採るとともに、獣医師等によって行われるように努めること。

＜該当箇所＞
また、やむを得ず殺処分しなければならないときであっても、できる限り、苦痛（恐怖及びストレスを含む。以下同じ。）を与えない適切な方法を採るとともに、獣医師等によって行われるように努めること。

＜意見内容＞
文中の「できる限り」、「獣医師等」の等、「努める」を削除する。「また、やむを得ず殺処分しなければならないときであっても、苦痛（恐怖及びストレスを含む。以下同じ。）を与えない適切な方法を採るとともに、獣医師によって行われること。」とする。

＜理由＞
苦痛のない方法で殺処分するには、専門家である獣医師の知識と技術が必要であるので、獣医師以外の者が行うべきではない。

第３　共通基準
１　動物の健康及び安全の保持
（１）飼養及び保管の方法

＜該当箇所＞
イ　動物の疾病及び負傷の予防等日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、若しくは負傷し、又は死亡した動物に対しては、その原因究明を含めて、獣医師による適切な措置が講じられるようにすること。また、みだりに、疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないことは、動物の虐待となることについて十分に認識すること。

＜意見内容＞
「適切な保護を行わないことは」はを、「適切な保護、治療を行わないことは　」に修正する
＜理由＞
保護は治療の意味を含まず、展示動物の疾病負傷に治療を施すのは当然のことだから。

＜該当箇所＞
キ　疾病にかかり、若しくは負傷した動物、妊娠中の若しくは幼齢の動物を育成中の動物又は高齢の動物については、隔離し、又は治療する等の必要な措置を講ずるとともに、適切な給餌及び給水を行い、並びに休息を与えること。

＜意見内容＞
「努める」を削除し、休息だけでなく展示も行わないこと。以下。
「適切な給餌及び給水を行い、並びに休息を与えること。」は「適切な給餌及び給水を行い、休息を与え展示しないようにすること。」に変更する。

＜理由＞
動物福祉の観点から、展示は若く健康な動物に限り、病気怪我、妊娠子育て中、高齢の動物は展示せず、より手厚い飼育環境を与えるべき。

＜該当箇所＞
ク 犬又は猫の展示を行う場合には、原則として、午前八時から午後八時までの間において行うこと。

＜意見内容＞
定期的に休息時間を設け休憩時間は展示しないこと。以下、「犬又は猫の展示を行う場合には、原則として、午前八時から午後八時までの間において行い、定期的に休息時間を設け休憩時間中は展示しないこと。」

＜理由＞
動物のストレスを考えると定期的な休憩は必要で、展示していては休息にならないから。

第３ 共通基準
６ 輸送時の取扱い
＜該当箇所＞
（１）展示動物の疲労及び苦痛を軽減するため、できるだけ短い時間により輸送できる方法を採るとともに、必要に応じ適切な休憩時間を確保すること。

＜意見内容＞
（１）「展示動物の疲労及び苦痛を軽減するため、できるだけ短い時間により輸送できる方法を採るとともに、必要に応じ適切な休憩時間を確保すること。」の「疲労及び苦痛を軽減するため、」は「疲労及び心身の苦痛を軽減するため、」とする。

＜理由＞
輸送される動物は肉体的のみならず、恐怖やストレスなども多く、精神的苦痛は計り知れないから。

７ 施設廃止時の取扱い
＜該当箇所＞
管理者は、施設の廃止に当たっては、展示動物が命あるものであることにかんがみ、でき

るだけ生存の機会を与えるように努め、飼養及び保管している展示動物を他の施設へ譲り渡すように努めること。また、あらかじめ、展示動物の譲渡先を探すための体制の確保に努めること。やむを得ず展示動物を殺処分しなければならない場合は、できる限り、苦痛を与えない適切な方法を採るとともに、獣医師等によって行われるように努めること。

＜意見内容＞
文中の「できるだけ」、「努め」、「できる限り」、「獣医師等」の等は削除する。
「管理者は、施設の廃止に当たっては、展示動物が命あるものであることにかんがみ、生存の機会を与え、飼養及び保管している展示動物を他の施設へ譲り渡すようにすること。また、あらかじめ、展示動物の譲渡先を探すための体制の確保し、やむを得ず展示動物を殺処分しなければならない場合は、苦痛を与えない適切な方法を採るとともに、獣医師によって行うこと。」

＜理由＞
子どもの情操教育を目的として動物を展示していることも多く、また展示動物に親しみを持っている国民も多い。施設の閉鎖によって、実験動物にされなど不当な扱いを受けることに理解を得るのは難しい。動物愛護精神ある譲渡先を確保するよう規定するべきである。また、苦痛のない方法によって殺処分するには、獣医学的な知識と技術が必要であることから獣医師以外の者が行うべきではない。

第４ 個別基準
１動物園等における展示

＜該当箇所＞
ウ 動物に演芸をさせる場合には、演芸及びその訓練は、動物の生態、習性、生理等に配慮し、動物をみだりに殴打し、酷使する等の虐待とならないようにすること。

＜意見内容＞
「ウ 動物に演芸をさせる場合には、演芸及びその訓練は、動物の生態、習性、生理等に配慮する。動物をみだりに殴打し、酷使する等は虐待にあたる。」と変更する。

＜理由＞
動物の演芸が目的だからといって、殴打や酷使することは虐待に他ならないから。